(2)　株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の従業員が、当該株券に対する投資として信託財産を運用することを目的とした信託契約（次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）に基づく買付け

(i)　対象従業員が委託者であること。

(ii)　対象従業員が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けの指図を行うこと。

(iii)　信託財産が他の対象従業員を委託者とする信託契約に係る信託財産と合同して運用されるものであること。

(iv)　信託財産への各対象従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないこと。

ロ　当該行為がイ(1)(i)若しくは(ii)に掲げる契約又はイ(2)に規定する信託契約を実施するためのものであること。

ハ　株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社が、当該行為に係る業務によって生じる損失の補てんその他の当該行為をする者への給付を行う場合において、当該給付が、その目的、給付の水準その他の状況に照らし、イの対象従業員の福利厚生のためのものであると認められるものであること。

ニ　当該行為に係る業務によって生じる利益がイの対象従業員若しくは対象従業員であった者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に帰属するものであること。

ホ　イの対象従業員又はイ(2)の信託財産が当該行為に係る業務によって生じる債務の弁済の責任を負わないものであること。

ヘ　当該行為により取得した株券に係る議決権が、イの対象従業員の指図に基づき行使されるものであること。

（銀行法施行規則の一部改正）

**第四条**　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の十一の二十七第一項第十七号中「認定投資者保護団体をいう。以下」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第一項第十七号において」に改める。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

**第五条**　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二の二十五第一項第十七号中「認定投資者保護団体をいう」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

**第六条**　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第百七十条の二十五第一項第十七号中「認定投資者保護団体をいう」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

**第七条**　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二十二第一項第六号中「認定投資者保護団体をいう」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定信託契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

**第八条**　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第百十条の二十五第一項第十七号中「認定投資者保護団体をいう」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

（保険業法施行規則の一部改正）

**第九条**　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の十三の二十三第一項第十一号中「第七十九条の十一第一項」の下に「（対象事業者）」を、「第七十九条の十第一項」の下に「（業務廃止の届出）」を加え、「認定投資者保護団体をいう。以下同じ」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定信託契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。第二百三十四条の二十四第一項第十二号において同じ。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

第二百三十四条の二十四第一項第十二号中「認定投資者保護団体」の下に「（金融商品取引法第七十九条の十第一項（業務廃止の届出）に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定保険契約等が当該認定投資者保護団体の認定業務の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）」を加える。

（資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

**第十条**　資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「いう。以下同じ」を「いい、当該募集等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

第十九条第一項第四号中「認定投資者保護団体」の下に「（金融商品取引法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）」を加え、「金融商品取引法」を「同法」に改め、同項第八号イ中「場合」を「者」に改め、同項第九号中「上回らないとき」の下に「（前各号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第十号中「限る」を「限り、第一号から第八号までに掲げる場合を除く」に改める。

（特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

**第十一条**　特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「いう。以下同じ」を「いい、当該受益証券の募集等に関する契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

第十九条第一項第四号中「認定投資者保護団体」の下に「（金融商品取引法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）」を加え、「金融商品取引法」を「同法」に改め、同項第八号イ中「場合」を「者」に改め、同項第九号中「上回らないとき」の下に「（前各号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第十号中「限る」を「限り、第一号から第八号までに掲げる場合を除く」に改める。

（信託業法施行規則の一部改正）

**第十二条**　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二十三第一項第十号中「認定投資者保護団体をいう」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定信託契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。